別表２（第２条関係）

(2)　当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

単一業種	$E \geqq (P/\gamma)(\beta-(E0/S))$ ただし、$(P/\gamma)(\beta-(E0/S)) > \beta S-E1 > 0$ のときは $E \geqq \beta S-E1$ とし、$\beta S-E1 \leqq 0$ のときは $E \geqq 0$ とする。
兼業	$E \geqq \sum_{j=1}^{n}(Pj/\gamma j)(\beta-(E0/S))$ ただし、$\sum_{j=1}^{n}(Pj/\gamma j)(\beta-(E0/S)) > \beta S-E1 > 0$ のときは $E \geqq \beta S-E1$ とし、$\beta S-E1 \leqq 0$ のときは $E1 \geqq 0$ とする。

備考

1　単一業種とは、既存工場等が法準則別表第１の上欄に掲げる１の業種に属する場合をいう。

2　兼業とは、既存工場等が法準則別表第１の上欄に掲げる２以上の業種に属する場合をいう。

3　これらの算式において、E、P、γ、E0、S、E1、n、Pj、γj及びβは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E　当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P　当該変更に係る生産施設の面積

γ　当該既存工場等が属する法準則別表第１の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E0　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

E1　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

n　当該既存工場等が属する業種の個数

Pj　当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γj　j業種についての法準則別表第１の下欄に掲げる割合

β　条例第３条の表に定める環境施設の面積の敷地面積に対する割合